

## 調布市食物アレルギー事故再発防止検討結果報告書（素案）の概要

学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議（第2回）用資料  
調布市教育委員会 教育部作成

## I 事故防止について

1 ガイドライン準拠について	【課題・背景】	【対策】
A ガイドライン準拠のための根本的な課題と対策		
<b>A-1 教育委員会及び教職員の認識について</b> ○ ガイドラインの趣旨に対する理解が十分でなく、組織的な取組となっていない	○ 給食を担当する部署中心の対応となった。 ○ 学校全体の仕組みづくり及び教職員の役割に関する認識や対応は、十分ではなかった。	○ 教育委員会の体制整備 ○ 食物アレルギー対応委員会の設置及び教職員の役割分担の明確化
<b>A-2 管理指導表について</b> ○ 管理指導表の内容を確認し正してこなかった	○ 管理指導表の実態把握や課題の整理をしてこなかった。 ○ 「不完全除去」、「一部除去」を指示する管理指導表が見受けられる。 ○ 除去品目数が多いような場合も、正しい診断を促してこなかった。	○ 管理指導表の現状を分析し、課題を整理する。 ○ 医師会との連携を図り、相談など日常的サポートや対策を立案・実行
B ガイドラインが求める手順や手法に関する課題と対策		
<b>B-1 対象者の把握について</b> ○ 遅くて分かりにくい新1年生対応 ○ 申請対応から決定に至るまでの様式の不統一	○ お知らせタイミングがガイドラインの示す時期より遅い。 ○ 他の配布物も多く、書類の中に紛れて、届け出漏れ等があった。 ○ ガイドラインには、「保護者からの事前調査票」、「面談調書」及び「取り組みプラン」の様式は示されていない。 ○ 調布市教育委員会も徹底してこなかった。	○ ガイドラインどおり就学時健康診断の時からお知らせする。 ○ お知らせ文を必要な方に伝わりやすくすること。 ○ 相談窓口を設け、正しく手続きが進むようにすること。 ○ 様式「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書）」を使用すること。
<b>B-2 食物アレルギーに対応した献立の立て方</b> ○ 調理の段階ではなく、献立の段階で何を外せば安全かと考える発想が十分ではなかった。	○ 乳製品に重篤なアレルギー症状を有する児童が在籍しているにもかかわらず、チーズを使用する献立の日が多かったり、粉チーズを生地に練り込む調理法を用いたりする献立を立てていた。	(1) 基本的な考え方を共有する (2) 使用禁止食材（ピーナツ・そば・キウイフルーツ） (3) 在籍児童に応じた対応 (4) 市内統一メニューの検討
<b>B-3 過剰な個別対応について</b> ○ ガイドライン導入時に、従来のきめ細かい除去対応を継続しようとした。	○ 完全除去が徹底されていない。 ○ 飲用牛乳のみ除去も受け入れていた。また、ひとつの料理で、複数の除去パターンの対応をするなど、無理な対応をしていた。	○平成25年4月から実施している完全除去を徹底すること。
<b>B-4 調理・配食・配膳・喫食の現場に関して</b> ○ 給食の調理手順等については、ガイドラインにおいても特別な記述が無い。調布市教育委員会で共通の処理方法等を示し、ガイドラインを補完すべきであった	対応の単純化や市内共通化が図られていない。 事故防止策の見える化が不十分である。 適切な多重化・多様化が必要である。	(1) 原材料の確認の多重化・多様化 (2) 食物アレルギー対応献立表（様式）の統一使用 (3) 食物アレルギー対応カード（様式）の統一使用 (4) 給食室での配食・配膳（盛付） (5) トレイ・食器の色分け (6) おかわりルール
2 施設改善について	【課題・背景】	【対策】
○ 食物アレルギー対応に関する学校給食における事故の再発防止については、根本的な対策としては、施設の改善が必要である。	(1) 食物アレルギー対応を前提とした施設となっていないこと (2) コンタミネーション対策が無いこと ア 専用の区切られた作業場が確保されていない。 イ 除去食の調理や配膳をするスペースも十分確保されていない。 ウ 換気装置等の影響で材料が舞うことも考えられる。 エ 人的配置の検討も必要である。	○ 調布市教育委員会は、既存の給食室に食物アレルギー対応のための専用調理スペース及び配膳スペースを確保すること。 ○ 緊急に現況調査 ○ （仮称）給食室改善計画の策定 ○ 中長期的対応 代替食提供を目標に、調理方式を検討する。あわせて、統一献立の導入についても検討する。

## II 緊急対応について

<p>1 緊急時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突然、<b>新規に発症</b>する可能性があることを、教職員は十分理解しておかなければならない。</li> <li>○ <b>症状は急変し、命に関わる</b>可能性があることを教職員は、十分理解できていなければならない。</li> </ul>	<p>【課題・背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校現場の教職員には、アナフィラキシーショック発症時の緊急対応についての<b>理解や技能が十分ではなかった。</b></li> </ul>	<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理指導表の届出があった児童・生徒については、<b>緊急時個別対応カード</b>により把握し、カードを基に迅速かつ適切に対応しなければならない。</li> <li>○ 新規発症の場合も想定し、教職員は、日ごろから「<b>役割分担モデル</b>」について、内容の詳細を理解し、学校体制を考えた役割分担を決めておく必要がある（※ 東京都が今後提示場合は、整合性に留意する。）。</li> </ul>
<p>3 エピペン®注射の捉え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エピペン®は、児童・生徒が自己管理し、自己注射することが前提であり、教職員がエピペン®を打つことにためらいがある。</li> </ul>	<p>【課題・背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員等が打つという認識を持っていなかった。</li> <li>○ 「医療行為をしてはいけない」という刷り込みを払拭することができない。また、エピペン®を打った時に生じる責任が怖い。</li> </ul>	<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員がエピペン®の措置を行った場合は、<b>調布市教育委員会の責任</b>において対応する。</li> <li>○ 慈恵第三病院提案の研修（講習会+シミュレーショントレーニング）により正しい知識や技能を身に付け、<b>打つ立場にあることを自覚</b>する。</li> <li>○ 「緊急時個別対応カード」を<b>保護者</b>に記載してもらう</li> <li>○ 「<b>役割分担モデル</b>」により迷ったら<b>エピペン®を打つという意識</b>を持つ。</li> <li>○ 判断に迷った際は、<b>慈恵第三病院ホットライン</b>を活用する。</li> </ul>
<p>5 慈恵第三病院提案のパッケージについて</p>		
<p>&lt;慈恵第三病院提案のパッケージとは&gt;</p> <p>本パッケージは、緊急対応に応じたマニュアルだけでなく、講義とシミュレーショントレーニングやホットラインを含めたパッケージシステムで対応し、現場で生かされるものとするよう慈恵第三病院 勝沼俊雄医師から提案されたものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>講義</b>：アレルギー・アナフィラキシーに関する知識の講習⇨研修</li> <li>2 <b>シミュレーショントレーニング</b>：色々な状況を想定したロールプレイ⇨研修</li> <li>3 <b>マニュアル</b>：個別に当該児童・生徒の情報を入れたマニュアル、裁量の余地を最低限にしたもの⇨「緊急時個別対応カード」に反映</li> <li>4 <b>ホットライン</b>：慈恵第三病院が専用PHSを設け、以下の状況下で使用する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保護者からの搬送病院希望が慈恵第三病院の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇨ 慈恵第三病院が5分以内で受け入れ態勢を整える。</li> </ul> </li> <li>② アレルギー症状と同様の症状がでて、対応判断ができない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇨ 慈恵第三病院から対応の指示を仰ぐ。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホットラインを活用するために 慈恵第三病院のホットラインを活用するために、慈恵第三病院、調布市及び粕江市が覚書を締結する。</li> </ul>

## III 給食指導について

<p>1 食に関する指導の全体計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>学習指導要領には食物アレルギーに関する内容が示されていない</b>が、体系的計画的に指導することができるよう「<b>食に関する指導の全体計画</b>」を作成した。</li> <li>○ 食育を通して、子どもたちにどのような力を身につけていくことが必要なかを各発達段階に応じて明確にした。</li> </ul>	<p>2 普及啓発の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の中だけでなく広く一般的に食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発を図ることも大切である。</li> </ul>	<p>3 孤立化の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食物アレルギーのある子どもの<b>保護者が一人で悩み孤立することを防ぐ</b>ため、保護者同士が情報の共有や悩み事相談をしたり、経験を伝え合ったりできる仕組み等も求められている。</li> </ul>
--	---	---

## IV 研修体制について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校における食物アレルギーへの対応策を実効あるものにしていくためには、学校の教職員はもとより教育委員会事務局職員が、まず食物アレルギーについての正しい知識を習得していくことが求められる。</li> <li>○ そのためには、学校の管理職・教諭・養護教諭・栄養職員・調理師・事務局職員等の、<b>各職層に応じた役割や、到達目標を明確にした研修体制を構築し、実践していかなくてはならない。</b></li> </ul>
--

## V 今後の進行管理について

<p>1 教育委員会への報告（進行管理）      2 （仮称）調布市食物アレルギー対策連絡会の設置（市長部局との連携）      3 継続的な事故検証（フロー図の活用、事後評価）      4 国への要請</p>
---

# 調布市食物アレルギー事故再発防止 検討結果報告書（素案）

調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会

平成25年 月

## 目次

I	事故防止について	1 ページ
1	ガイドライン準拠について	
A	ガイドライン準拠の根本的な課題と対策	
B	ガイドラインが求めるシステムや仕組みに関する問題と対策	
2	施設改善について	
II	緊急対応について	8 ページ
1	緊急時の対応について	
2	緊急時個別対応カード（資料9）について	
3	エピペン®注射の捉え方	
4	役割分担モデル（資料10, 資料11）について	
5	慈恵第三病院提案のパッケージについて	
6	エピペン®投与後の救急搬送について	
7	施設間の連携について	
III	給食指導について	13 ページ
1	食に関する指導の全体計画	
2	普及啓発の提言	
3	孤立化の防止	
IV	研修体制について	16 ページ
V	今後の進行管理について	18 ページ
1	教育委員会への報告	
2	（仮称）調布市食物アレルギー対策連絡会の設置	
3	継続的な事故検証	
4	国への要請	

## I 事故防止について

調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会の本部会では、調布市教育委員会の食物アレルギー対応の取組状況（資料2）から、ガイドラインに準拠した対応を徹底すること及び管理指導表を正しく活用することが、事故防止には大切であるということを指摘した。

具体の事故防止については、平成23年度及び平成24年度に調布市の小学校給食において起きた食物アレルギーに係る誤食等の事故を検証し、原因や直接の原因を取り巻く周囲の要因、背景を探り、対策を検討した（資料3）。事件事例を類型化し対策を整理した（資料4）後、ガイドラインのフローチャートに当てはめ、ガイドラインに準拠し、ガイドラインを補完するものとして事故防止策をまとめた（資料5）。

この事故防止策のまとめにおいては、まず、ガイドラインに準拠することの大切さが確認されたが、その課題と対策については、大きく二つに分けて整理した。ひとつは、ガイドライン準拠のための根本的な課題と対策である。主に、調布市教育委員会の認識や管理指導表の活用状況に関する課題と対策である。ふたつ目は、ガイドラインが求める手順や手法に関する課題と対策である。手続きや作業に係る手順の見直し、使用する様式の工夫などのほか、献立についての基本的な考え方などについての課題と対策である。

次に、施設改善による対策に言及している。

### 1 ガイドライン準拠について

#### A ガイドライン準拠のための根本的な課題と対策

##### A-1 教育委員会及び教職員の認識について

###### 【課題・背景】

#### (1) 組織的な取組となっていないこと

ア 教育委員会全体で組織的に取り組む必要があったが、給食を担当する部署中心の対応となった。

イ 学校においても、主に給食室が担当すべきものとして対応してきた。

ウ 学校全体の仕組みづくり及び教職員の役割に関する認識や対応は、十分ではなかった。

エ 保護者への分かりやすい説明や保護者との連携に関する取組が十分でなかった。

#### (2) ガイドラインの趣旨に対する理解が十分でなかったこと

ア 教育委員会や学校関係者は、死亡事故が起きるまで、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの怖さを十分認識していなかったのではないか。

イ 管理指導表の求める完全除去に移行せず、家庭での取組状況を参考

に個別にきめ細かく対応し続けようとするなど、給食での食物アレルギー対応についての理解が十分でなかった。

## 【対策】

### (1) 組織的な取組とすることについて

#### ア 教育委員会の体制整備

調布市教育委員会が学校給食の実施者として、ガイドラインに則った対応を整え遂行するように、教育委員会に必要な体制（組織・人員）を整備すること。

これにより、今まで十分でなかった市内各校の取組内容の把握や環境整備、指導について、調布市教育委員会が主体的に取り組む。

#### イ 食物アレルギー対応委員会の設置及び教職員の役割分担の明確化

食物アレルギー対応委員会を全校に設置すること。今後東京都が発表予定の平時の「役割分担の例示」を参考にするなどして、食物アレルギー対応に関する学校内の役割分担を明確にすること。

これにより、各学校における取組プランの組織的決定及び対応の体制を明確にする。また、食物アレルギー対応に関する学校としての課題などを整理する。教育委員会は、学校からの報告に基づき学校とともに改善に取り組み、環境整備を進める。

#### ウ 保護者（家庭）と学校（教育委員会）との協力関係

学校及び教育委員会は、保護者の主体的参加と積極的な情報共有の上に成り立つ取組であることの認識を高めること。また、相談体制を充実するなど信頼関係を大切にすること。

### (2) しっかり認識すること

研修体制の充実（後述：「IV 研修体制について」）などにより、教育委員会の食物アレルギー疾患に対する意識・知識の向上を図ること。ガイドラインへの準拠を徹底すること。

## A-2 管理指導表について

### 【課題・背景】

#### (1) 管理指導表の内容を確認し正してこなかった

食物アレルギー対応をきちんと行うためには、管理指導表により「原因食物」を正しく把握することが必要である。また、除去品目数が多く unnecessary 除去を行うことは、栄養のバランスが偏るだけではなく、食物アレルギー対応が困難になり、事故発生の可能性を高めてしまう。

ア 調布市教育委員会は、小・中学校に提出されている管理指導表について、実態の把握や課題の整理をしてこなかった。

イ 管理指導表の「学校生活上の留意点」枠のE「その他の配慮・管理事項（自由記載）」欄を利用して「不完全除去」、「一部除去」を指示

するものが見受けられる。

ウ あまりにも除去品目数が多いような場合は、「診断根拠」欄を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、正しい診断を促していくことが必要とされている（ガイドライン64ページ）が、行ってこなかった。

## 【対策】

### (1) 管理指導表の実態把握及び課題の整理

ア 調布市教育委員会は、管理指導表の現状を分析し、課題を整理すること。

イ 調布市教育委員会は、完全除去の徹底を図るとともに保護者に対してもその旨周知することによって、管理指導表への除去に関する不必要な記載を減らしていくこと（管理指導表の自由記載欄に「一部除去は認めない」とあらかじめ印字しておくことも検討すること。）。

### (2) 医師会との連携

調布市教育委員会は、次の事項を改善していくため調布市医師会の支援を仰ぎ、連携・協力関係を作ること。

ア 教育委員会が整理した課題を解決するための方策の検討及び実施

イ 学校における管理指導表の解釈等に関する相談など日常的なサポート

## B ガイドラインが求める手順や手法に関する課題と対策

調布市教育委員会は、学校生活において食物アレルギー対応を必要とする児童・生徒に関する申請や給食の調理などについて、統一した処理手順や基本的な考え方をはつきりとは示してこなかった。学校任せの対応をしていた。学校も従来の方法を踏襲していた。

### B-1 対象者の把握について

#### 【課題・背景】

##### (1) 遅くて分かりにくい新1年生対応

新1年生の保護者へ小学校での食物アレルギー対応のお知らせをするタイミングがガイドラインの示す時期より遅い。また、新1年生には配布物も多く、書類の中に紛れてうまく伝わらなかったりしていた。そのため、届け出漏れ等があった。

##### (2) 申請対応から決定に至るまでの様式の不統一

ガイドラインには、管理指導表の様式が示されていたが、そのほか「保護者からの事前調査票」、「面談調書」及び「取り組みプラン」については、名称のみで様式は示されていない。調布市教育委員会はこれらの書類の提出について、様式を示しその統一使用を求めるなど対応を徹底してこなかった。

## 【対策】

### (1) 新1年生対応の早期化等

新1年生の保護者へは、ガイドラインどおり就学时健康診断の時からお知らせを開始すること。お知らせ文を2段階でお渡しするなど、必要な方に伝わりやすくすること。相談窓口を設け、正しく手続きが進むようにすること。

### (2) 申請対応から決定に至るまでの手続きと様式の統一

「保護者からの事前調査票」、「面談調書」及び「取り組みプラン」をひとつの様式にまとめた「食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書）」（資料6）を使用すること。

この様式と緊急時個別対応カードは保護者が記入し、医師に作成してもらった管理指導表と一緒に学校へ提出すること。個別面談時に学校はこの様式の記載内容を確認し、もって面談調書とすること。その後、食物アレルギー対応委員会での検討結果を取組プランとして記録すること。

## B-2 食物アレルギーに対応した献立の立て方

### 【課題・背景】

学校給食については、栄養摂取や食育に関する配慮はされていたが、食物アレルギー対応については、原因食物を除去さえすれば安全は確保されるという思いがあった。乳製品に重篤なアレルギー症状を有する児童が在籍しているにもかかわらず、チーズを使用する献立の日が多かったり、粉チーズを生地に練り込む調理法を用いたりする献立を立てていた。

調理の段階ではなく、献立の段階で何を外せば安全かと考える発想が十分ではなかった。

### 【対策】

#### (1) 基本的な考え方

献立を作成する上では、「除去を意識した献立」、「新規に症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立」及び「給食室における調理作業を意識した献立」を考え方の基本とすること。

#### (2) 使用禁止食材

重篤なアレルギーの原因となる代表的な食材の中で、栄養面で考慮しても、「ピーナツ」、「そば」及び「キウイフルーツ」については、使用しなくても差し支えないと考え、学校給食での使用を禁止する。

#### (3) 在籍児童に応じた対応

学校は、管理指導表の内容を把握し、対象児童の除去品目や対象人数などにより、献立作成を工夫すること。

#### (4) 市内統一メニューの検討

調布市教育委員会は、小学校20校それぞれで献立を立てる現行の方式を、将来は市内統一の献立とすることについて、その是非を検討すること。

### **B-3 過剰な個別対応について**

#### **【課題・背景】**

ガイドライン導入時に、従来のきめ細かい除去対応を継続しようとして、完全除去の考えは徹底されず不完全除去の対応が残ってしまった。飲用牛乳のみ除去も受け入れていた。また、ひとつの料理で、複数の除去パターンの対応をするなど、無理な対応をしていた。

#### **【対策】**

平成25年4月から実施している完全除去を徹底すること（管理指導表の記載のとおり一部除去をしている場合は除く。）。自宅で少量だけ食べている場合も、完全除去とすること。

また、原因食物の異なる児童が複数いる場合は、それぞれの児童の原因食物に対応した除去食を各々作るのではなく、該当する原因食物をすべて除去した除去食一種類を調理すること（ひとつの料理に、ひとつの除去食とすること。）。

### **B-4 調理・配食・配膳・喫食の現場に関して**

#### **【課題・背景】**

給食の調理、配食、配膳及び教室での喫食に関する手順等については、ガイドラインにおいても特別な記述が無い。調布市教育委員会で共通の処理方法等を示し、ガイドラインを補完すべきであったが、教育委員会はマニュアルを示さなかった。

具体の誤食に係る事故事例は、直接的原因がこの過程のいずれかの段階にあったことを示していた。

#### **【対策】**

対応の単純化と市内共通化を図る。また、事故防止策の見える化を進めるとともに適切な多重化・多様化を図る。

#### **(1) 原材料の確認（多重化・多様化）**

納入業者から入手する原材料表は、栄養士が原因物質の有無など内容を確認する。今までひとりだけで確認することが多かったが、今後は必ずダブルチェックすることとする。栄養士の確認後、調理員による確認を行う。その確認後保護者に送付し、保護者にも確認をお願いする。これにより、原材料表の確認を多重化等すること。

#### **(2) 食物アレルギー対応献立表（資料7）の統一使用**

アレルギー対応を記したひと月分の献立表を栄養士が毎月作成し、校

長，担任，養護教諭，栄養士，調理員，保護者，本人が各々所持し，必要な場面で確認すること。

なお，ここでの転記誤りは影響が大きいので，必ず読み合わせを行うこと。

### (3) 食物アレルギー対応カード（資料8）の統一使用

除去対応の内容などを記したカードで，調理，盛付，学級等の各段階で除去食の確認をするため，食器又はトレイに貼付し，除去食と一緒に回付し確認漏れを防ぐ。持参品の表示等も行うこと。

なお，ここでの転記誤りは影響が大きいので，必ず読み合わせを行うこと。

### (4) 給食室での配食・配膳（盛付）

食物アレルギー対応をしている児童については，除去食だけでなく普通食も含め，給食室で1人分をすべてセットできるようにすること。給食室のスペースと対象児童の在籍状況により対応ができない場合があるので，給食室の整備を急ぐなど可能となる環境を用意すること。

### (5) トレイ・食器の色分け

食物アレルギー対応をしている児童については，除去の有無に関係なく常にトレイの色を異なるものとする。除去食対応があるものを盛り付ける場合は，異なる色の食器とすること。

### (6) おかわりルール

食物アレルギー対応をしている児童については，除去食の有無にかかわらず，おかわり全面禁止とすること（量の多寡については，盛付の段階できめ細かな配慮をすること）。

現在実施されているルールでは除去食対応がある日だけ禁止とされているが，「場合分け」は事故のもとである。シンプルなルールとすべきである。

## 2 施設改善について

### 【課題・背景】

#### (1) 食物アレルギー対応を前提とした施設となっていないこと

現在の調布市立小学校の給食室は食物アレルギー対策を前提に設計されたものではない。そもそも大量調理を前提とする学校給食において，除去食等の個別の対応を求めることは，作業上困難である。

#### (2) コンタミネーション対策が無いこと

ア 抗原のコンタミネーション（混入）を防止するために専用の区切られた作業場が確保されている訳ではない。

イ 除去食の調理や配膳をするスペースも十分確保されていない。

ウ 換気装置等の影響で材料が舞うことも考えられる。

エ 人的配置の検討も必要である。

## 【対策】

食物アレルギー対応に関する学校給食における事故の再発防止については、根本的な対策としては、施設の改善が必要である。調布市教育委員会は、現在の給食施設が食物アレルギー対応を前提としていないこと及びコンタミネーションの可能性もある施設であることについて、以下により、改善に努めること。

なお、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する対応方法の充実などを調査・検討する「学校における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」（いわゆる文部科学省の「有識者会議」）の動向も見据えること。

### (1) 施設改修メニュー

今後、調布市教育委員会は、既存の給食室に食物アレルギー対応のための専用調理スペース及び配膳スペースを確保すること。

#### ア 専用調理スペース及び専用配膳スペースの確保

食物アレルギー対応専用の調理スペース及び専用の配膳スペースを設けること。

#### イ ミニキッチンの確保

専用調理スペースの確保が困難な場合は、ミニキッチン及び簡易間仕切りを設置するなどして作業環境を改善すること。

#### ウ 換気扇の点検

換気状況を確認し、必要な改善を行うこと。

### (2) 緊急に対応すべき事項

上記を実施するため、以下について至急実施すること。

#### ア 現況調査及び早期実施

各校の現況を食物アレルギー対応という危機管理的観点から至急再点検し、平成25年度中に改修等できるものは実施すること。また、平成26年度に実施可能なものは、当初予算に計上し、実施すること。

#### イ （仮称）給食室改善計画の策定

現況調査により、平成26年度までに実施が難しいものについては、今後、改定を予定している基本計画や公共建築物維持保全計画と整合を図りながら、（仮称）給食室改善計画を策定し、必要な施設改善を実施していくこと。

#### ウ 既定の給食施設改修計画への反映

現基本計画における給食施設の改修予定については、「施設改修メニュー」を反映できるか検討すること。

### (3) 中長期的対応

代替食提供を目標に、調理方式を検討する。あわせて、統一献立の導入についても検討する。

## Ⅱ 緊急対応について

### 1 緊急時の対応について

緊急時の対応は、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒だけに生じるものではない。まったく既往の無い児童・生徒であっても、突然、新規に発症する可能性があることを、教職員は十分理解しておかなければならない。また、症状は急変し、命に関わる可能性があることを十分理解できていなければならない。

管理指導表の届出があった児童・生徒については、アレルギーが発症した際に、教職員がどのように対応するのかを「緊急時個別対応カード」により把握し、不測の事態には「緊急時個別対応カード」を基に迅速かつ適切に対応しなければならない。

また、新規発症の場合も想定し、教職員は、日ごろから「役割分担モデル」について、内容の詳細を理解し、学校体制を考えた役割分担を決めておく必要がある。

### 2 緊急時個別対応カード（資料9）について

アレルギー発生時には、直ちに他の教職員の協力要請を行い、どのような症状が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックであるのかを見極め、迅速にエピペン®を打つ対応が求められる。

#### 【課題・背景】

- (1) 学校現場の教職員には、アナフィラキシーショックの緊急対応についての理解や技能が十分ではなかった。

#### 【対策】

慈恵第三病院の緊急対応マニュアルに準じる。

- (1) 「緊急時個別対応カード」をもとに迅速に対応すること。  
なお、今後東京都が提示するマニュアルに、エピペン®投与の判断基準が提示される見込みであるため、東京都のマニュアルとの整合性に留意すること。
- (2) 「緊急時個別対応カード」裏面の「緊急時個別対応カード作成のための手引き」を参照し、保護者が記載すること。
- (3) アレルギー対応の面談の際に、「緊急時個別対応カード」の記載内容を学校及び保護者が確認し、共通認識とすること。

なお、保護者が慈恵第三病院を記載した場合には、救急搬送の原則を個別に説明する。

《説明内容》緊急時個別対応カード裏面の「緊急時個別対応カード作成のための手引き」とともに、以下の説明を行う。

ア エピペン®を注射し緊急搬送を要請した場合、第3次医療機関への

搬送が原則である（東京消防庁救急活動基準による）。

イ 慈恵第三病院は第3次医療機関ではない。しかし、緊急時個別対応カードの「8」に搬送病院の希望として、慈恵第三病院の明記がある場合は、学校は慈恵第三病院のホットライン（PHS）に連絡を行い、慈恵第三病院の受け入れ態勢が整っている場合は、慈恵第三病院への搬送を救急隊に依頼できる。

ウ 搬送先の決定は、救急隊指導医の判断による。

(4) エピペン®保管場所は、原則、本人管理であるが、持参することを忘れた場合に備えて、学校管理にすることは妨げないものとする。

なお、2本目を持っている場合があるので、保管場所も明記できる欄を設ける。

### 3 エピペン®注射の捉え方

エピペン®は、児童・生徒が自己管理し、自己注射することが前提であり、教職員は医療行為を禁止されている潜在意識があったことと、針で傷つける恐怖心があることで、エピペン®を打つことにためらいがある。

#### 【課題・背景】

(1) 自己注射薬であること

児童・生徒が自分自身で打つことを前提と考え、教職員等が打つという認識を持っていなかった。

(2) 「医師法違反にならないと考えられます」「その責任が問われないものと考えられます」という曖昧な表現

「医療行為をしてはいけない」という刷り込みを払拭することができない。また、エピペン®を打った時に生じる責任が怖い。

#### 【対策】

(1) エピペン®を打った後の対応については、調布市教育委員会の責任において対応する。

(2) 医師からエピペン®を処方される際に、子ども及び保護者が十分な説明を受けていても、子どもはエピペン®注射を嫌がったり、抵抗したりする。この認識を持つために、教職員は慈恵第三病院提案の研修等を受け、正しい知識や技能を身に付ける。

また、教職員は、自己注射であるが「救える命は救う」という子どもへの思いからエピペン®を打つ立場にあることを自覚する。

(3) 慈恵第三病院提案の研修（講習会＋シミュレーショントレーニング）を実施する。

(4) 「緊急時個別対応カード」を保護者に記載してもらうことで、エピペン®を打つことについて、保護者と学校の共通認識につながり、エピペン®投与の保護者同意につながる。

「緊急時個別対応カード」及び「役割分担モデル」により、イメージの強化を図り、迷ったらエピペン®を打つという意識を持つ。

- (5) 上記、例示以外の想定も起こりうることから、判断に迷った際は、慈恵第三病院ホットラインを活用する。

#### 4 役割分担モデル（資料10，資料11）について

アナフィラキシー発症時における対応について、学校は担任などが他の教職員の協力を受けて、短時間に必要な処置を行うことが要求される。

##### 【課題・背景】

- (1) エピペン®を早期に使用する必要性は認識していたが、その具体的な対応方法・手順がわからなかった。
- (2) アナフィラキシー症状発症時の職員の役割分担について、取り決めがなかった。食物アレルギーのある児童・生徒の対応は、主に養護教諭や栄養士、給食担当者が取り組み、教員は、児童・生徒の学習指導や生活指導等を中心に取り組むことに力量を置いていた。
- (3) 食物アレルギー・アナフィラキシーの既往歴がない場合は、管理指導表の提出がないため、新規発症の場合は、対応方法が示されていなかった。また、新規発症が起こりうることの認識がなかった。

##### 【対策】

- (1) 関係者が対応すべき行動を明らかにした「役割分担モデル」を作成し、各教職員に事前にその内容を理解してさせることが必要である。
- (2) 「役割分担モデル」をベースに、各校の緊急時における役割分担を決めておく。
- (3) 各校の緊急時における役割分担を活用した、シミュレーショントレーニングを行い、実際の場面に即した対応が図れるようにしておく。  
※ 東京都が今後提示するマニュアルの中にも役割分担モデルが提示される見込みである。東京都のマニュアルが提示された際には、その資料との整合性に留意すること。

#### 5 慈恵第三病院提案のパッケージについて

##### ＜慈恵第三病院提案のパッケージとは＞

緊急対応に応じたマニュアルだけでなく、講義とシミュレーショントレーニングやホットラインを含めたパッケージシステムで対応し、現場で生かされるものとするよう慈恵第三病院 勝沼俊雄医師から提案されたものである。

- 講義：アレルギー・アナフィラキシーに関する知識の講習⇨研修
- シミュレーショントレーニング：色々な状況を想定したロールプレイ⇨研修

- マニュアル：個別に当該児童・生徒の情報を入れたマニュアル，裁量の余地を最低限にしたもの⇨「緊急時個別対応カード」に反映
- ホットライン：慈恵第三病院が専用PHSを設け，以下の状況下で使用する。
  - ① 保護者からの搬送病院希望が慈恵第三病院の場合
    - ⇨ 慈恵第三病院が5分以内で受け入れ態勢を整える。
  - ② アレルギー症状と同様の症状がでて，対応判断ができない場合
    - ⇨ 慈恵第三病院から対応の指示を仰ぐ。
- (1) 研修は市内公立小中学校，公立私立保育園等の教職員等を対象とする（小中学校は，正規職員全員を対象とする）。また，当該児童・生徒の保護者も受講対象とする。
- (2) 研修内容は，「意識」「知識」「技能」とする。
- (3) エピペントレーナーを各学校に配備する。  
 エピペントレーナーは，調布市教育委員会がファイザー株式会社から借用し，借用期間の中で調布市教育委員会が各校の使用希望日を調整のうえ，貸し出しを行っている。  
 慈恵第三病院企画のシミュレーション研修受講後に，各学校において，定期的にシミュレーショントレーニングを行うために，エピペントレーナーを学校に配備する必要がある。
- (4) 研修の義務付け  
 研修については，国や都の研修の他に市で行う研修には参加の義務付けの基準を設ける。また，参加者名簿の作成を行って，研修の参加状況を把握する。
- (5) ホットラインを活用するために  
 慈恵第三病院のホットラインを活用するために，慈恵第三病院，調布市及び狛江市が覚書を締結する。
- (6) 平成25年度の緊急対応部会が主催する研修日時
  - ア 7月23日（火）午後3時より
  - イ 7月30日（火）午前8時30分より
  - ウ 8月 8日（木）午前8時30分より
  - エ 8月12日（月）午前8時30分より
- ※ 原則，市教委より各校に割り当てられた日程で参加する。
- ※ 上記日程で参加が難しい管理職，教職員等は，予備日で参加する。  
 参加予備日・・・8月13日（火）8時30分より

## 6 エピペン®投与後の救急搬送について

食物アレルギーのある児童・生徒の保護者からの緊急搬送先の病院希望が慈恵第三病院の場合が多くある。また，慈恵第三病院が緊急対応受け入

れのホットラインを整備する働きかけがあった。

**【課題・背景】**

- (1) エピペン®投与後の救急搬送は、第3次医療機関への搬送が原則である（東京消防庁救急活動基準による）ことが分かったが、調布市内には第3次医療機関がない。そのため、地域によっては救急搬送に時間を要する場合がある。
- (2) エピペン®投与後の救急搬送について、保護者の明確な意志表示が確認できるものがなかった（管理指導表に記載されているのは、緊急時連絡先として、保護者及び医療機関の欄があるが、搬送先については記載欄がない）。

**【対策】**

- (1) 慈恵第三病院のホットラインの活用
- (2) 搬送病院の希望がある場合は、保護者は「緊急時個別対応カード」に明記する。

## 7 施設間の連携について

**【課題・背景】**

- (1) ユーフォー（放課後遊び場対策事業）では、食事の提供を行っていないが、スタッフの人数が少なく、アレルギー対応に関しては、緊急時の体制に心配があった。
- (2) 学童クラブでは、アレルギー対応に関する取り組みは各施設単位で行われているが、スタッフの人数が少なく緊急時の体制に心配があった。

**【対策】**

- (1) ユーフォー（放課後遊び場対策事業）活動中において、参加児童に食べ物等を提供することはしないが、活動中にアレルギー症状を発症する事態が発生した場合には、ユーフォースタッフのほか、学校教職員も応援に当たる（ユーフォーは、小学校の敷地内に設置されている）。
- (2) 小学校の敷地内に設置されている学童クラブにおいて、活動中にアレルギーが発症した場合には、児童館スタッフのほか学校教職員も応援に当たる。

### Ⅲ 給食指導について

#### 1 食に関する指導の全体計画

##### (1) 給食指導検討部会の基本的な考え方

同じ事故を二度と起こさないという思いを共有し、教育委員会をはじめ、子どもたちにかかわる教職員が子どもたちにどのような指導をしていくことが求められているかについて提言していく。

##### (2) 子どもたちの指導に当たって

子どもたちに指導する前提として、教育委員会及び各学校の教職員が食物アレルギーに対する正しい知識を習得する必要がある。そのためには、教職員の研修体制を整備しなければならないことについて、強く認識している。

##### (3) 子どもたちへの指導の目標

ア 食物アレルギーのある子どもが自分の食物アレルギーの状況を正しく理解し、自分の食を自分で管理していく力をつける。

イ 食物アレルギーのない子どもも食物アレルギーのある友達の状況を理解し、自分にできることを考え実践し、共に生きる力をつける。

##### (4) 「食に関する指導の全体計画」の作成及び活用について

###### ア 食に関する指導の全体計画

学習指導要領には食物アレルギーに関する内容が示されていないが、体系的・計画的に指導することができるよう「食に関する指導の全体計画」を作成した（資料12）。「食に関する指導の手引き（文部科学省）」の「食に関する指導の全体計画例」に上記「(3)ア及びイ」の内容を加え、食育を通して、子どもたちにどのような力を身につけていくことが必要なのかを各発達段階に応じて明確にした。

###### イ 「食に関する指導の年間指導計画」及び「食に関する指導事例」

各学校は各学年の「食に関する指導の年間指導計画」（資料13）を作成し、平成26年度以降の教育課程編成資料として、教育活動の充実を図っていく。具体的な指導内容については「食に関する指導事例」（資料14）を参考に、各学校の実態に応じて活用する。「食に関する指導の年間指導計画」及び「食に関する指導事例」については、教育委員会指導室が各校からの意見や専門家の意見を参考にして内容をさらに充実させ、全校で取り組む指導内容を明確にし、2学期末までに示す。また、今年度2学期以降については、食物アレルギーに関する指導すべき事項を精選して各学校で指導を始めていく。

###### ウ 指導内容の検証・改善について

「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」「食に関する指導事例」については、教育委員会指導室が、毎年度

末に適切な指導内容であったかどうか検証し、改善を図っていく。繰り返し指導することにより、子どもたちが楽しく安心して食事ができ健やかな学校生活を送ることで、人権教育の推進が図られると考えている。

## 2 普及啓発の提言

### (1) 教職員・保護者・地域の方等への普及啓発を図る取組の充実を図る

#### ア 研修体制の整備

教育委員会及び学校の教職員が食物アレルギーに対する正しい知識を習得するためには、研修の充実は欠かせない。研修会ではアレルギーに関する教職員の意識・知識・技能の向上を図ることが大切である。そのため、各学校の校長・副校長・主幹教諭の役割、養護教諭・栄養職員等の役割に応じた研修会や教育委員会主催で行う研修会及び各学校で行う研修会の内容の精選等、研修の体系化を図ることが必要である。このことについては、「IV研修体制について」の項を参照していただきたい。

#### イ 教職員・保護者・地域の方々への普及啓発

今年度の教育委員会指導室主催の「調布市教育シンポジウム」において、「食物アレルギーについて」をテーマに実施することを教育委員会に対して提言する。このシンポジウムは学校の教職員だけでなく、保護者・地域の方々に参加をしていただくので、普及啓発に有効と考えられる。

#### ウ 市民への普及啓発

学校の中だけでなく広く一般的に食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発を図ることも大切である。現在、母親学級の中で妊娠期の食事と食物アレルギーの関連性を説明する機会を設けたり、3、4カ月児健診の時や市立小学校、保育園等に食物アレルギーの冊子を配布したりするなど、健康情報の一環として、あらゆる機会をとらえて啓発に努めているが、今後はより範囲を広げて児童館等、市の関連施設にも配布するなど一層の充実を図っていく。

### (2) 指導にかかわる資料の作成・収集

#### ア 絵本・紙芝居・DVD等の指導資料について

指導にかかわる資料として、絵本・紙芝居・DVD等が考えられる。どのような指導資料が効果的であるかを学校栄養士会等で検討し、啓発用図書のリストを作成して、教育委員会が提言を受けて検討していく。

また、新たに指導資料を作成することについても検討し、早期に学校等で活用できるようにしていく。

#### イ 市報コラムについて

市民に向けての啓発の取組として教育委員会・子ども生活部等が広報課に依頼をして、定期的に市報のコラムに食物アレルギーに関する情報を掲載するよう提言する。

### 3 孤立化の防止

#### (1) 講演会・情報交換会の実施

##### ア 講演会・情報交換会について

食物アレルギーのある子どもの保護者が一人で悩み孤立することを防ぐため、保護者同士が情報の共有や悩み事相談をしたり、経験を伝え合ったりできる仕組み等も求められている。教育委員会は、不登校や学校に行きづらい状態にある児童・生徒の保護者が一人で悩み孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」を開催しているが、この取組は話題提供や情報交換の場となり、子どもへの対応のヒントや心のサポートを得られる機会となっている。しかし、食物アレルギーをもつ親の会を突然実施しても、参加数が少なかったり正しい情報が伝えられなかったりすることも考えられる。そのため、食物アレルギーのある子どもをもつ保護者等を対象に医師等を招いた講演会を実施して、その後、情報交換会を行うことがよりよい会の在り方と考えられる。0歳から18歳までのサポート体制が必要であることを考えると、健康推進課主催、教育委員会・子ども生活部を共催として、「講演会・情報交換会」を定期的実施していく。

##### イ 継続的な支援の充実

調布市で利用されている「i-ファイル」のような、食物アレルギーをもつ子どもの経過や相談内容、給食対応について記録を残し、保育園・幼稚園や学校単位だけでなく、継続して情報を共有化し、支援できるようなシステムづくりを検討していく。

##### ウ 各学校での取組

各学校において、保護者会等の後、情報交換会を実施することも有効な手だてと考えている。

#### (2) 専門家による相談窓口を設置

##### ア 相談窓口の設置

相談窓口を設置することも孤立化の防止に繋がる。健康推進課に相談窓口を設置することを提言する。

##### イ 各学校での取組

各学校の養護教諭や栄養職員に保護者が相談しやすいような組織作りも必要である。

## IV 研修体制について

学校における食物アレルギーへの対応策を立て、その策が実効あるものにしていくためには、学校の教職員はもとより教育委員会事務局職員が、まず食物アレルギーについての正しい知識を習得していくことが何よりも求められる。

そのためには、学校の管理職・教諭・養護教諭・栄養職員・調理師・事務局職員等の、各職層に応じた役割や、到達目標を明確にした研修体制を構築し、実践していかなくてはならない。(資料15)

### 1 全員共通に取り組む『基礎研修』

「到達目標」

◎子どもたちの指導に携わる教職員や、学校給食に対する環境整備・指導助言を行っている教育委員会事務局職員が、「食物アレルギー」に関する基礎的な知識をもつことが求められる。そのための基礎研修として、全員共通に受講する研修を位置付ける。

- (1) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の理解にかかわる研修⇒基礎知識習得研修
- (2) 「緊急時対応研修」⇒各学校の緊急時対応の流れの理解のための研修とエピペン注射の使用方法等の実技習得研修
- (3) 各学校のアレルギー対応に必要な児童・生徒に関する情報交換及び、再発事故防止委員会の提言を受けた、各学校における対応確認のための研修

※上記3本の研修は、各学校単位で年度初めに計画し実施する。

※(1)・(2)講師は、学校医を主体に考える。(将来的には各学校の養護教諭が講師となれるような養護教諭研修体制を構築する。)

※(3)の研修は、各学校の校長・養護教諭・栄養職員を中心に行う。

### 2 各職層に応じた研修の到達目標と研修内容

- (1) 管理職（校長・副校長・主幹教諭）

「到達目標」

- ・食物アレルギーに関する学校対応の全体像を理解し、自校の教職員に指導するとともに、保護者に的確に説明できる力を付ける。
- ・自校の状況に基づいた緊急時の対応を構築し、自校の教職員に指導できる力を付ける。

《研修内容》

ア ガイドラインに示された、食物アレルギー対応の流れに沿った対応ポイントの理解と具体的な対応方法(学校生活管理指導表の見方と対

応等)にかかわる研修

※講師・時期・年何回実施，担当課については検討していく。

イ 緊急時の管理職の役割と行動の，知識習得・確認のためのシミュレーション研修

※講師・時期・年何回実施，担当課については検討していく。

(2) 養護教諭

「到達目標」

- ・(食物)アレルギーにかかわる専門的な知識の習得と，緊急事態が生じた際には，該当者の状況を見極め，その状況に応じた的確な判断と処置ができる力を付ける。
- ・緊急時対応の全体像を理解し，その状況に応じて校長に対する的確な助言ができる力を付ける。
- ・各学校における基礎研修の指導ができる力を付ける。
- ・保護者の相談に的確に答えられる力を付ける。

(3) 学校栄養職員(栄養教諭)

「到達目標」

- ・食物アレルギーのある子どもの給食調理に関する専門的な知識と調理技術をもち，除去食等の対応について給食調理員に的確な指示・指導ができる力を付ける。
- ・保護者の相談に的確に答えられる力を付ける。

※研修内容及び講師・時期・年何回実施，担当課については検討していく。

(4) 若手教員研修(初任者研修)

「到達目標」

- ・初任者研修の一コマに「食物アレルギー」に関する研修を位置付け，若手教員の食物アレルギーに対する意識・知識・技能を高める。

※研修内容及び講師・時期・年何回実施，担当課については検討していく。

(5) 調理員

「到達目標」

- ・食物アレルギーのある子どもの給食調理に関する専門的な知識と調理技術をもち，除去食等の対応についての的確に実施できる力を付ける。

※研修内容及び講師・時期・年何回実施，担当課については検討していく。

## V 今後の進行管理について

調布市教育委員会の食物アレルギー事故再発防止の取組は、この報告により、新たなスタートを切る。今後、報告された対策や提言に真摯に取り組み、事故の再発防止を着実に進めてもらいたい。また、報告書の対策が有効に機能しているか、日々点検し、改革改善につなげてほしい。さらに、あつてはならないことだが、万が一事故等が起きた場合は、今回以上に検証し再発防止に努められたい。

### 1 教育委員会への報告

本報告の対策及び提言内容に関する取組状況については、教育部の所管部署は調布市教育委員会定例会へ報告し、適宜指示を仰ぐものとする。

進行管理の対象とする事項（事務事業等）、所管部署等は、別に示す（資料16）。

### 2 （仮称）調布市食物アレルギー対策連絡会の設置

調布市教育委員会は、学校教育における食物アレルギー対応に留まることなく、市政全般の問題として総合的な取組がされるよう調布市としての取組を求める必要がある。

市長部局と教育委員会との連携が円滑に行えるよう行政経営部、総務部、子ども生活部、福祉健康部及び教育部で構成する（仮称）調布市食物アレルギー対策連絡会を設置すること。

### 3 継続的な事故検証

今回の事故検証及び事故再発防止検討を踏まえ、学校及び教育委員会に事故対策及びその事後検証を行う委員会を設置し、事故対策を強化すること。本報告書の対策についても事後検証すること。

#### (1) 食物アレルギー対応委員会での検証

ヒヤリハットを含め発生した誤食等の事故については、教育委員会への発生報告の後、遅滞なく校内の食物アレルギー対応委員会において検証し対策案を検討すること。

#### (2) （仮称）学校給食事故検証フロー図の活用

事故原因の究明、対策の立案に当たっては、事実を良く把握するとともに（仮称）学校給食事故検証フロー図（資料17）を使用し、原因・課題・背景を探ること。

#### (3) 教育委員会への報告

対策案については、教育委員会へ報告し、承認を得るものとする。

#### (4) （仮称）給食事故対策検証委員会の設置及び開催

調布市教育委員会は、（仮称）給食事故対策検証委員会を設置するものとする。教育委員会は必要に応じ、（仮称）給食事故対策検証委員会を開催し、報告内容についてについて、検証するものとする。有識者を

アドバイザーとする等，案件に応じた運営とすること。

**(5) 事後検証等**

（仮称）給食事故対策検証委員会は，当該委員会に諮られた事故対策について，点検及び事後検証を実施するものとする。

**(6) 情報共有**

事故の発生情報，（仮称）学校給食時系列事象関連図の修正及びその後の対策等については，適宜全校で共有するものとする。

**4 国への要請**

**(1) 食物アレルギーの診断・管理方法の向上及び普及**

調布市教育委員会は，アレルギー専門医の育成等，食物アレルギーの診断・管理方法の向上及び普及を要望すること。

**(2) 給食施設整備への助成等**

**ア 施設整備への助成**

食物アレルギー対応のための給食施設改善等の整備事業に対する助成制度の創設

**イ 整備基準の明確化**

学校給食衛生管理基準に盛り込むなど，食物アレルギー対応のための給食施設の整備基準の明確化